

検査・調査等業務従事者の身分確認
に関する調査結果に基づく通知

平成 18 年 4 月

総 務 省

前 書 き

国等においては、関係法律に基づき、個人や法人を対象に各種の立入検査や統計調査等を実施している。これら検査・調査等業務に従事する者は、通常、関係法令等により、業務の実施に際しては、身分を示す証票（以下「身分証」という。）を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならないとされている。身分証の表記事項等については、関係府省がそれぞれの省令、告示、通達等で定めている。

国等が行う検査・調査等業務については、国民の価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等を背景に、検査・調査等の対象である個人や法人の理解と協力が得にくくなるなど、業務を取り巻く環境が厳しくなってきていると言われている。

このような中で、検査・調査等業務に従事する者をかたって不正を行った事例も発生したことから、国等が、検査・調査等の対象である個人や法人に対し、訪問者の身分を確認するよう注意喚起を行った例がみられる。

また、統計調査に従事する者からは、総務省の行政相談に対して、個人や法人が安心して検査・調査等に応じることができるよう、その身分証については本人かどうかを容易に確認できる表記事項等とするよう改善を求める意見が寄せられた。これについて、総務省の行政苦情救済推進会議(注)に付議し、有識者の意見を聴取した結果、統計調査に係る身分証の表記事項に限らず、国の立入検査や各種相談等に係るものを含め身分証の表記事項全般について調査する必要があるとの意見があったところである。

国等が行う検査・調査等業務において、業務が円滑に実施され、かつ、個人や法人が安心して検査・調査等に応じられる環境の整備を推進していくことが求められている。

この調査は、個人や法人が安心して検査・調査等に応じられる環境の整備を図る観点から、検査・調査等業務に従事する者の身分証の表記事項等について実態を調査し、また、行政苦情救済推進会議の意見をも踏まえ、所要の改善に資するため実施したものである。

(注) 行政苦情救済推進会議は、行政相談制度の活性化に資する観点から、総務省に申し出られた国の行政に関する苦情等のうち、行政制度及び行政運営の基本に係るものについて、高い見識を有する公平な第三者による国民的立場からの意見を聴取し、その的確かつ効率的な処理を推進することを目的として総務大臣が開催しているものである。

目 次

1	調査の背景事情	1
2	国等が行う立入検査に係る身分証の表記事項の充実	3
3	国が行う統計調査に係る統計調査員の身分証等の表記事項の充実	9
4	国が委嘱又は委託する相談員に係る身分証の表記事項の充実等	16

1 調査の背景事情

国等においては、一定の行政目的を達成するため、関係法律に基づき、監督上行う各種の立入検査を、また、統計法（昭和22年法律第18号）第3条及びこれに基づく政令等による指定統計調査（注）を実施している（以下、各種の立入検査及び指定統計調査を総称して「検査・調査」という。）。

（注）指定統計とは、政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であって総務大臣が指定し、その旨を公示した統計をいう。この指定統計調査においては、調査対象者に申告義務を課すことができ、申告義務に違反した場合には罰則が課せられることとなっている。

これらの検査・調査業務に従事する者は、通常、関係法令等により、身分を示す証票（以下「身分証」という。）を携帯し、必要に応じてこれを検査・調査対象者に対して提示することが義務付けられている。

また、国では、関係法律に基づいて、国民から各種の相談を受け付けたり、国民に対して必要な援助を行ったりするため、所管大臣が民間人を相談員として委嘱し、又はこれに委託し、全国に配置している。関係府省は、これら相談員に対し、通常、身分証を発行している。

これら身分証は、検査・調査等権限を有する者であること又は職務内容を対外的に明らかにするものであり、国等が行う検査・調査及び相談等業務において、個人や法人が安心してこれに応じられる環境整備の一つとして重要な役割を担っている。

近年、国等が行う検査・調査及び相談等業務については、国民の価値観の多様化、プライバシー意識の高まり等を背景に、これらの対象である個人や法人の理解と協力が得られにくくなるなど、業務を取り巻く環境が厳しくなっていると言われている。このような中で、一部の検査・調査においては、業務の従事者をかたって不正を行った事例が発生したことから、国等が、その対象である個人や法人に対し訪問者の身分を確認するよう注意喚起を行った例がみられる。

また、検査・調査及び相談等業務に従事する者からは、総務省の行政相談に対して、個人や法人が安心して検査・調査等に応じることができるよう、身分証については、例えば顔写真を表記するなど本人かどうかを容易に確認

できるものとするよう改善を求める意見・要望も寄せられている。

一方、これらの身分証の表記事項については、国としての統一的な方針は定められておらず、関係法令等を所管する府省がそれぞれ省令等で定めており、同一府省の同一局あるいは同一課で作成された身分証であっても、身分証の種類によって、その表記事項が異なっている例もみられる。

このような状況を踏まえ、個人や法人が安心して検査・調査及び相談等業務に応じられる環境の整備を図る観点から、国等が行う立入検査、国が行う統計調査及び国が委嘱又は委託する相談員に係るそれぞれの身分証の表記事項の実態等を調査した結果、次のような改善すべき事項がみられた。

2 国等が行う立入検査に係る身分証の表記事項の充実

国等は、一定の行政目的を達成するため、関係法律に基づき、その職員が事業者等の営業所等に、質問のため又は帳簿書類その他の物件の検査若しくは調査等のため立入検査を実施することができる。また、通常、立入検査の際、関係法律において、当該業務に従事する者は、身分証を携帯し、求められた場合は必要に応じてこれを提示しなければならないとされている。

各府省は、身分証の表記事項について、上述の関係法律に基づく省令、告示、通達等（以下「省令等」という。）における様式で定めている。

13 府省が定めている立入検査に係る身分証 496 様式を対象として、その表記事項についてみると、その主な内容は、身分証の名称、管理番号（身分証の発行、交付状況を把握・管理するための番号）、所属部局又は職名、氏名、生年月日、発行日、有効期限、顔写真、根拠法令（立入検査の権限を示す法令の内容）及び発行者の 10 事項に整理される。

このうち、発行者を除く 9 事項について、その内容・表記目的別に整理すると、

- i) 氏名、顔写真及び生年月日は、主として立入検査業務に従事する者が本人であることを確認する事項（以下「本人確認事項」という。）として、
- ii) 身分証の名称、所属部局又は職名及び根拠法令は、主として立入検査の権限を示す事項（以下「調査権限事項」という。）として、
- iii) 管理番号、発行日及び有効期限は、主として身分証の適正な管理のために必要な事項（以下「適正管理事項」という。）として表記することとされていると考えられる。

今回、上記の本人確認事項、調査権限事項及び適正管理事項に係る表記事項について、調査対象とした身分証 496 様式ごとに表記の実態等を調査したところ、以下の状況がみられた。

(1) 本人確認事項について

本人確認事項である氏名、顔写真及び生年月日についてみると、その内容は次のとおりである。

① 氏名

氏名については、496 様式すべてにおいて表記することとされている。

② 顔写真

顔写真については、氏名と一体で本人確認のための重要な情報であるとする認識の高まりにより、近年、その表記率は高まってきているものの、496 様式中表記することとされているのは 273 様式で、その表記率は 55%（パーセント）にとどまっている。

これを府省別にみると、公正取引委員会（4 様式）、国家公安委員会（警察庁）（5 様式）及び金融庁（8 様式）は 100%、経済産業省は 92%（97 様式中 89 様式）、財務省は 90%（20 様式中 18 様式）となっている。一方、90%未満の府省は 8 府省となっており、中でも総務省は 5%（19 様式中 1 様式）、国土交通省は 16%（95 様式中 15 様式）と極めて低い表記率となっている。

なお、顔写真の表記率が 100%である 3 府省を除く 10 府省を対象として、省令等の制定年代別の表記率を比較してみると、昭和 31 年から 40 年の 10 年間では、その表記率が 46%（70 様式中 32 様式）であったものが、平成 8 年から 17 年の 10 年間では 69%（140 様式中 96 様式）と約 1.5 倍となっており（注）、近年、その表記率は高まってきている。

（注）現時点における身分証の様式を、省令等の制定年別に整理したものであり、制定年後の改正については考慮していない。

顔写真の表記率が 100%となっていない 10 府省を対象に、顔写真を表記することとされていない身分証について、その理由を調査したところ、9 府省においては、立入検査に際しては、身分証と顔写真が表記されている当該府省が発行する職員であることを証する証明書（以下「職員証」という。）とを併せて提示することにより調査対象者による本人確認の要求に対応するとしている。このように、これらの府省においても、立入検査の際には、身分証によるか、職員証によるかは別として、求めがあった場合には調査対象者に対し顔写真を示すことは必要であるという認識は相当高いと認められる。

また、これら 10 府省における上記の対応方法を細かくみていくと、財務省のうち国税庁では、身分証には顔写真を表記することとしていな

いものの、別途、「国税庁職員身分証明書等の携帯規程」（昭和 30 年 9 月 20 日国税庁訓令第 1 号）を定め、立入検査に際して、顔写真付きの身分証明書（他府省の職員証に該当）を携帯し、必要がある場合には、いつでも相手方に提示することを義務付けるとともに、この取扱いをホームページにおいて公表している。一方、それ以外の府省では、国税庁のように訓令を制定して顔写真付きの職員証の提示を義務付けておらず、事実上の行為として行われているものであり、加えて、このような対応を行っていることは公にされていない。

なお、今回、当省が抽出調査した電気、ガス、水道及びNHKの 60 の公益事業者が実施している計量器の検針等の業務を行う職員等が携帯している身分証 62 様式についてみると、そのうち、61 様式（98%）においては、身分証に顔写真を表記することとされている。また、13 府省の本省庁が発行する職員証 19 様式についてみると、すべての職員証において顔写真を表記することとされている。

本来は、身分証のみで本人確認ができるように身分証に顔写真を表記することが望ましい姿であるが、本人であることを容易に確認する方法としては、身分証と顔写真付きの職員証を併せて示すことを訓令で明記する方法も許容されると考える。

③ 生年月日

生年月日については、立入検査業務の従事者が、公務員で行政権限を行使する者であることから、顔写真と同様、従事者本人かどうかの同一性を確認する上で重要な要素であるものの、496 様式中表記することとされているのは 316 様式で、その表記率は 64%にとどまっている。

なお、職員証においては、19 様式中 18 様式において表記することとされている。

(2) 調査権限事項について

調査権限事項である身分証の名称、所属部局又は職名及び根拠法令についてみると、その内容は次のとおりである。

① 身分証の名称

身分証の名称については、496 様式すべてにおいて表記することとさ

れている。

② 所属部局又は職名

所属部局又は職名については、496 様式中表記することとされているのは476 様式で、その表記率は96%である。表記率が100%となっていない府省は、13 府省中、文部科学省（16 様式中2 様式は未表記。以下同じ。）、厚生労働省（107 様式中7 様式）、農林水産省（70 様式中7 様式）、経済産業省（97 様式中3 様式）及び環境省（41 様式中1 様式）の5 府省である。

③ 根拠法令

根拠法令については、立入権限を規定する法令が多数で身分証にそのすべてを記載することが実行上不可能なもの14 様式（金融庁6 様式、財務省6 様式、厚生労働省1 様式、農林水産省1 様式）を除いた482 様式のうち、表記することとされているのは465 様式で、その表記率は96%である。表記率が100%となっていない府省は、13 府省中、総務省（19 様式中8 様式は未表記。以下同じ。）、法務省（12 様式中2 様式）、財務省（14 様式中1 様式）、厚生労働省（106 様式中1 様式）、経済産業省（97 様式中1 様式）及び国土交通省（95 様式中4 様式）の6 府省である。

上述の①、②及び③の表記事項については、基本的に、各府省において必要な表記事項として認識されている。

(3) 適正管理事項について

適正管理事項である管理番号、発行日及び有効期限についてみると、その内容は次のとおりである。

① 管理番号

管理番号については、496 様式中表記することとされているのは477 様式で、その表記率は96%である。表記率が100%となっていない府省は、13 府省中、法務省（12 様式中1 様式は未表記。以下同じ。）、文部科学省（16 様式中1 様式）、厚生労働省（107 様式中4 様式）、農林水産省（70 様式中1 様式）、経済産業省（97 様式中5 様式）、国土交通省（95 様式中2 様式）及び環境省（41 様式中5 様式）の7 府省である。

② 発行日

発行日については、496 様式中表記することとされているのは 491 様式で、その表記率は 99%である。表記率が 100%となっていない府省は、13 府省中、厚生労働省（107 様式中 2 様式は未表記。以下同じ。）、農林水産省（70 様式中 2 様式）及び国土交通省（95 様式中 1 様式）の 3 府省である。

上述の①及び②の表記事項については、基本的に、各府省において必要な表記事項として認識されている。

③ 有効期限

有効期限については、496 様式中表記することとされているのは 147 様式で、その表記率は 30%にとどまっている。このため、有効期限を表記事項としている理由あるいは表記事項としていない理由について調査したところ、内閣府の 1 様式は、調査の権限行使の期間が定められていることから、有効期限を表記事項としており、それ以外の場合は、一定期間で身分証の更新を予定していることから、有効期限を表記事項としている。一方、職員の人事異動を考慮し、その都度、職務を離れた者からは身分証を返納させ、新たに職務に就いた者には新たに身分証を発行することから、有効期限を定めていないとする例もみられた。

調査の権限行使の期間が定められている場合は、当該期間を表記する必要があるが、職員の人事異動等により、失効した身分証が発行者に返納される仕組みが確立されているなどの場合には、身分証の適正な管理がなされているか否か、その実態を把握した上で、関係府省においてこれを表記事項とするかどうかを検討すべきであると考えられる。

- (4) 上述の(1)から(3)のように、身分証の表記事項が立入検査ごとに区々となっている背景には、府省として、統一的な考え方の下で表記事項を定め、その表記状況も充実しているものが 3 府省（公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁）及び充実を図っているものが 1 府省（経済産業省）みられるが、その他の府省では、局あるいは課ごとに身分証の表記事項を定めている状況がみられること、また、同一府省の同一局あるいは同一課であっても身分証の様式の制定年が古いものについて、その後、様式の見直しが行われているものが少ないこと等がその要因の一つであると

考えられる。

したがって、関係府省は、立入検査の身分証は、かたり調査などの不正の防止や業務の円滑な実施に寄与するものであることのみならず、検査対象である個人や法人が安心して立入検査に応じられる環境の整備の一つとして重要な役割を果たすものであることから、所管する立入検査に係る個々の身分証について、以下の改善をできるだけ速やかに、かつ、計画的に推進していく必要がある。

- ① 本人確認事項（氏名、顔写真及び生年月日）のうち、氏名とともに従事者本人かどうかの同一性を確認する上で重要な要素である顔写真及び生年月日を表記することとしていない身分証を有する府省においては、立入検査の実施方法、実施頻度等の実態を踏まえ、身分証に顔写真及び生年月日を表記することとする見直しを行うか、又は、身分証に併せて顔写真及び生年月日付きの職員証を携行し、必要に応じて提示することを訓令で義務付けるかのいずれかの措置を講ずること。

（内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）

- ② 調査権限事項（名称、所属部局又は職名及び根拠法令）及び適正管理事項（管理番号、発行日及び有効期限）のうち、所属部局又は職名、根拠法令、管理番号及び発行日を表記することとしていない身分証を有する府省においては、例えば立入権限を規定する法令が多数で身分証にそのすべてを記載することが実行上不可能な場合など、特段の理由がある場合を除き、これらを表記することとすること。

（総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）

3 国が行う統計調査に係る統計調査員の身分証等の表記事項の充実

総務省など7府省は、国民生活にとって重要で、国の基本政策決定のための検討に必要な統計を作成するため、統計法第3条に規定する指定統計調査を実施している。この指定統計調査は、国の職員、地方公共団体の職員によって実施されるほか、統計法第12条に基づき国又は地方公共団体が設置する統計調査員（民間人を非常勤の国家公務員又は地方公務員として採用）によって実施されることになっており、国が行う指定統計調査に関する事務のうち地方公共団体が行うこととされている事務の一部は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされている。

統計法第13条においては、指定統計調査に従事する者等が、「指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ総務大臣の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。」とされており、職務を示す証票（以下「実地調査証」という。）については、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第5条において、その様式が定められている。

また、統計調査員を設置して統計調査を実施する場合には、①国勢調査については国勢調査令（昭和55年政令第98号）第8条において、②国勢調査以外の指定統計調査については各統計調査規則等において、国及び地方公共団体が発行・交付する統計調査員であることを示す身分証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならないとされている。

統計調査員の身分証のうち、国が設置するものについては、①国勢調査の場合は国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）において、②国勢調査以外の統計調査の場合は当該統計調査の調査員設置要領、通達等において、その様式が定められている。地方公共団体が設置するものについては、国が定めた統計調査員設置要領等における身分証の様式を参考に示しているものと、地方公共団体が独自に事務取扱要綱、行政決裁等において身分証の様式を定めているものがある。

なお、地方公共団体が設置する統計調査員の身分証の発行等について都道

府県が行う事務は、統計法施行令第8条第2項の規定に基づき、いわゆる自治事務とされている。

調査対象とした実地調査証（1様式）及び統計調査員の身分証（36様式。内訳：国が設置する統計調査員：5様式、地方公共団体が設置する統計調査員：31様式）の表記事項は、実地調査証又は身分証の名称、管理番号、調査名、氏名、生年月日、発行日、任命期間、顔写真、申告義務等（実地調査証にあつては根拠法令）及び発行者の10事項に整理される。このうち発行者を除く9の表記事項について、その内容・表記目的別に整理すると、

- i) 氏名、顔写真及び生年月日は、本人確認事項として、
- ii) 名称、調査名及び申告義務等は、調査権限事項として、
- iii) 管理番号、発行日及び任命期間は、適正管理事項として表記することとされていると考えられる。

今回、上記の本人確認事項、調査権限事項及び適正管理事項に係る表記事項について、指定統計調査（7府省が所管）に係る実地調査証1様式並びに統計調査員を設置して統計調査を実施している28の指定統計調査（5府省が所管）に係る国が設置する統計調査員の身分証5様式及び地方公共団体が設置する統計調査員の身分証31様式（抽出調査）を対象に、様式ごとに表記事項の実態等を調査したところ、以下の状況がみられた。

(1) 実地調査証

① 本人確認事項について

本人確認事項である氏名、顔写真及び生年月日についてみると、氏名については表記することとされている。

しかしながら、氏名と一体で調査に従事する者本人かどうかの同一性を確認する上で重要な要素である顔写真及び生年月日についてみると、両事項とも表記することとされていない。

② 調査権限事項及び適正管理事項について

調査権限事項である名称、調査名及び根拠法令並びに適正管理事項である管理番号、発行日及び任命期間についてみると、すべての事項を表記することとされている。

(2) 統計調査員の身分証

① 本人確認事項について

本人確認事項である氏名、顔写真及び生年月日についてみると、その内容は次のとおりである。

ア 氏名

氏名については、36 様式すべてにおいて表記することとされている。

イ 顔写真

氏名と一体で統計調査員本人かどうかの同一性を確認する上で重要な要素である顔写真についてみると、国が設置する統計調査員の身分証については、5 様式中表記することとされているのは1 様式で、その表記率は20%であり、地方公共団体が設置する統計調査員の身分証については、31 様式中表記することとされているのは6 様式で、その表記率は19%となっており、ともにその表記率が低い。

なお、地方公共団体が設置する統計調査員の身分証のうち、国が身分証の様式を参考に示しているものは13 様式あるが、このうち、顔写真を表記することとされているものは1 様式（注）で、その表記率は8%と極めて低い。

（注）この1 様式は、都道府県が統計調査員を設置して行う国民生活基礎調査であるが、厚生労働省が調査対象者の協力が得られやすい環境づくりの一環として、平成13 年調査の際に、身分証に顔写真を表記する様式を示し、これにより作成するよう都道府県に要請したものである。

顔写真の表記率が低いことの背景には、指定統計調査の基本である国勢調査の国勢調査員証に顔写真を表記することとされていないことがその要因の一つであると考えられる。国勢調査員証の様式は、従来、実地調査証の様式に準じて定められており（総務省統計局）、昭和54 年以前は、国勢調査の実施の都度告示されている。また、昭和55 年以降は、55 年に制定された国勢調査施行規則で定められているが、表記事項の見直しは行われていない。

また、国勢調査の実施に際しては、統計調査員本人かどうかの同一性を容易に確認できるよう国勢調査員証に顔写真を表記すべきとの

行政相談が寄せられているほか、今回、9都道府県に対する調査において、国勢調査以外の指定統計調査に係る統計調査員の身分証についても調査対象者や統計調査員から同様の改善意見・要望が寄せられている。

このような中で、埼玉県においては、平成15年4月、独自に作成している要綱を改め、県が実施する15の統計調査に係る調査員の身分証については、顔写真付きのものを使用することとした。

また、都道府県等においては、身分証に顔写真を表記できない理由として、指定統計調査のうち統計調査員が多い調査については、これに要する事務負担及び費用負担を挙げているものがみられる。

なお、総務省統計局においては、統計調査等業務の業務・システム最適化計画において、調査員管理システムの構築が予定されており、顔写真のイメージ画像を取り込み、顔写真付き身分証を作成できるようにすることも視野に入れて検討されているところである（平成20年4月運用開始予定）。

ウ 生年月日

生年月日についてみると、国が設置する統計調査員の身分証については5様式すべてで表記することとされておらず、また、抽出調査した地方公共団体が設置する統計調査員の身分証については、31様式中表記することとされているのは1様式のみである。

指定統計調査を実施している地方公共団体の中には、近年、特に個人情報保護への意識の高まりにより、統計調査員から、生年月日は個人情報であるため表記してほしくないとの意見が寄せられたことから、生年月日を表記しないよう改めたものもみられる。

統計調査員を設置して行われる指定統計調査を適正に実施するためには、質の高い統計調査員の確保が必要不可欠であり、また、行政苦情救済推進会議における有識者の意見においても、国の立入検査における身分証とは異なり、民間人が統計調査員となっていることから、これを考慮して検討する必要があるとの意見もあった。

以上のことから、生年月日については、調査員調査の実態等を踏ま

えて、関係府省において表記の要否を判断すべき事項であると考えられる。

② 調査権限事項について

調査権限事項である名称、調査名及び申告義務等（注）について、それぞれの表記状況をみると、名称については36様式すべてで表記することとされている。また、調査名については36様式中表記することとされているのは35様式で、その表記率は97%である。

これら表記事項については、基本的に、関係府省及び地方公共団体において必要な表記事項として認識されている。

また、申告義務等については、36様式中表記することとされているのは14様式で、その表記率は39%にとどまっている。しかし、この申告義務等については、調査対象者に対する調査協力を求めるための説明を容易にする事項であり、基本的調査である国勢調査の国勢調査員証においても表記事項とされているものである。

（注）申告義務等とは、指定統計調査のため、統計法に規定する申告義務、守秘義務、目的外利用の禁止、罰則の各条項を示したものである。

③ 適正管理事項について

適正管理事項である管理番号、発行日及び任命期間について、それぞれの表記状況をみると、管理番号については36様式すべてで表記することとされている。また、発行日及び任命期間についても、ともに36様式中表記することとされているのは34様式で、その表記率は94%となっている。このように、3事項とも、関係府省及び地方公共団体において必要な表記事項として認識されている。

なお、統計調査の一つとして、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条の規定に基づき、総務大臣の承認を得て行われているいわゆる承認統計調査のうち、今回、関係府省において調査員を用いて調査している8調査を抽出し、調査員の身分証の表記事項の実態を調査したところ、指定統計調査における統計調査員の身分証とほぼ同様の傾向がみられた。

統計調査は、郵送やオンラインによる方法が進展してきているが、個人や

法人を対象とするものについては、職員や臨時的に雇用される統計調査員が調査客体を訪問して調査する方法を採用しているものが少なくなく、このような中で、平成17年10月に実施された国勢調査においては、統計調査員を装い、個人情報を取得しようとする事例が116件（総務省統計局が都道府県等からの報告により9月23日から10月18日までの間に確認したもの）あったところである。また、統計調査員については、その身分を示すものは統計調査員の身分証のみとなっている。行政苦情救済推進会議においても、これらのことを考えると、統計調査に従事する者に係る身分証を発行する関係府省及び地方公共団体において、表記事項の一層の充実・改善を図っていく必要があるとの意見が出されたところである。

したがって、関係府省は、個人や法人が安心して統計調査に応じられる環境の整備を図る観点から、所管する指定統計調査の統計調査員及び承認統計調査の調査員の身分証等について、以下の改善をできるだけ速やかに、かつ、計画的に推進する必要がある。

- ① 統計法制を所管する総務省は、実地調査証について、顔写真及び生年月日を表記することとする。
- ② 国が設置する統計調査員の身分証について、本人確認事項（氏名、顔写真及び生年月日）として、氏名とともに従事者本人かどうかの同一性を確認する上で重要な要素である顔写真を表記することとしていない府省は、これを表記することとする。

また、調査権限事項（名称、調査名及び申告義務等）のうち、調査名及び申告義務等を表記することとしていない府省においては、これらを表記することとする。

（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

- ③ 都道府県等を活用して指定統計調査を行っている府省においては、統計調査員を設置する都道府県等に対し、当該府省が自ら身分証の様式を定めるか、又は、統計調査員の身分証の様式を参考に示し、都道府県等が発行する統計調査員の身分証の表記事項の充実を図るよう助言すること。

（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

- ④ 統計法制を所管する総務省は、今後、調査員を用いて承認統計調査を実施する府省に対し、当該調査における調査員の身分証の表記事項について、当該府省又はその受託者が、国が発行する指定統計調査の統計調査員の身分証の表記事項に準じて作成することとするよう要請するとともに、要請を受けた府省は所要の措置を講ずること。

4 国が委嘱又は委託する相談員に係る身分証の表記事項の充実等

総務省、法務省及び厚生労働省では、国民から各種の相談等を受けるため、関係法令等に基づいて、所管大臣が民間人を相談員として委嘱又は委託し、全国に配置している。具体的には、総務省においては行政相談委員、法務省においては保護司及び人権擁護委員、厚生労働省においては民生委員・児童委員、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員である。

今回、3府省が設置する6相談員に係る身分証の発行状況及びその表記事項の実態を調査したところ、以下の状況がみられた。

(1) 民生委員・児童委員以外の5相談員制度

民生委員・児童委員以外の5相談員に係る身分証(5様式)については、関係府省において身分証が発行されている状況にある。これらの身分証の表記事項は、身分証の名称、管理番号、氏名、生年月日、発行日、委嘱(託)期間、顔写真、職務内容の根拠及び発行者の9事項に整理される。このうち、発行者を除く8の表記事項について、その内容・表記目的別に整理すると、

- i) 氏名、顔写真及び生年月日は、本人確認事項として、
- ii) 名称及び職務内容の根拠は、相談員の職務内容に関する事項(以下「職務内容事項」という。)として、
- iii) 管理番号、発行日及び委嘱(託)期間は、適正管理事項として表記することとされていると考えられる。

① 本人確認事項について

本人確認事項である氏名、顔写真及び生年月日について、それぞれの表記状況をみると、氏名及び生年月日については5様式すべてにおいて表記することとされているが、顔写真については戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の身分証には表記することとされていない。

② 職務内容事項について

職務内容事項である名称及び職務内容の根拠について、それぞれの表記状況をみると、名称については5様式すべてにおいて表記することとされているが、職務内容の根拠については、行政相談委員、保護司、戦

傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の身分証には表記することとされていない。

③ 適正管理事項について

適正管理事項である管理番号、発行日及び委嘱（託）期間について、それぞれの表記状況をみると、管理番号及び発行日については5様式すべてにおいて表記することとされているが、委嘱（託）期間については、行政相談委員、保護司及び人権擁護委員の身分証には表記することとされていない。

これら相談員の職務は、相談者からの求めに応じ相談業務等を行うものであり、国等が行う立入検査や指定統計調査における実地調査のように公権力を行使する権限を有する業務ではないため、関係法律に身分証の携帯、提示義務が定められていないものの、更に国民が安心して相談等ができる環境を整備するためには、上述の表記事項について、一層の充実・改善を図っていくことが求められていると考えられる。

(2) 民生委員・児童委員制度

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）により設置され、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第1項の規定により、児童委員に充てられたものとするとしている。また、民生委員は、厚生労働大臣によって委嘱されるものの、その主たる職務は、相談・援助活動であり、立入調査権等の強い権限は認められていないため、法令上、身分証の携帯は義務付けられていない。このため、民生委員については、国において適切な相談・援助活動を行うに際し、民生委員の身分を明らかにするため、告示で定められた「民生委員及び児童委員のつける徽章」が配布されているものの、身分証は発行されていない。

一方、この民生委員の職務に関しては、他の相談員制度と異なり、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）の長が指揮監督権限を有しており、また、民生委員に関する費用は、都道府県等が負担することとされている。

このような中であって、今回、47都道府県における民生委員の身分証の発行状況を調査したところ、半数以上の25都道府県において発行されて

おり、身分証が発行されていない 22 都道府県の中には、民生委員の要望を受けて、今後発行が予定又は検討されているものが 3 都道府県みられる。

また、行政相談委員で民生委員を兼ねている委員のうち 95 人を抽出し、民生委員の身分証発行の必要性について調査したところ、身分証が発行されていない都道府県における委員 32 人のうち、「発行すべき」又は「できれば発行すべき」との意見を有している委員は 24 人（75%）である。

厚生労働省では、従来、民生委員の身分証の発行は地方公共団体の判断にゆだねているとしていたが、今回の当省による調査と並行して検討を進め、国民が安心して相談等を行うことができるようにするため、平成 18 年 2 月 28 日に開催した厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議の場において、各都道府県等に対し、氏名、顔写真、生年月日、名称、職務内容の根拠、管理番号、発行日及び委嘱期間を表記した民生委員の身分証の様式を示し、その作成について助言している。

したがって、関係府省は、国民が安心して相談等を行うことができる環境の整備を図る観点から、所管する相談員に係る身分証について、以下の改善を推進する必要がある。

- ① 関係府省は、相談等の実施方法等の実態を踏まえ、民生委員を除く相談員の身分証の表記事項を充実させる方向での見直しをできるだけ速やかに、かつ、計画的に行うこと。

（総務省、法務省、厚生労働省）

- ② 厚生労働省は、民生委員の身分証の作成に関する助言に基づき、都道府県等において必要な対応が採られるよう、その状況の把握を適期適切に行うこと。